

## 新規受託項目

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。  
平素は格別なご愛顧を賜り厚くお礼申し上げます。  
この度、下記項目につきまして、検査の受託を開始いたしますのでご案内申し上げます。  
謹白



### 項目名

#### 【浴槽水検査】

#### ●大腸菌-浴槽水

(依頼コード No.14189)

受託開始日 2025年4月1日(火) ご依頼分より

2024年12月18日付で厚生労働省健康・生活衛生局長より「公衆浴場における水質基準等に関する指針の一部改正について」が通知されました。この通知により、「下水の水質の検定方法等に関する省令及び下水の処理開始の公示事項等に関する省令の一部を改正する省令(令和6年国土交通省・環境省令第1号)による下水の水質の検定方法等に関する省令(昭和37年厚生省・建設省令第1号)」の一部改正が令和7年4月1日に施行されることを踏まえ、「公衆浴場における水質基準等に関する指針」が改正され、同日より適用にされることとなりました。

これに伴い、浴槽水の水質基準及びその検査方法を、これまでの大腸菌群から大腸菌へ変更し、公示の検定方法(特定酵素基質寒天培地による大腸菌数の測定)を用いた、浴槽水材料による大腸菌検査の依頼コードを新設しましたのでご案内申し上げます。

- 当該検査の受託開始に伴い、現行の大腸菌群浴槽水(依頼コードNo.03343)は、2025年3月31日(月)ご依頼分をもって検査の受託を中止させていただきます。  
また、併せて浴槽水セット(依頼コードNo.09245)内に含まれている依頼コードNo.03343も当該検査に変更となります。

裏面に続きます

株式会社 **ビー・エム・エル**

本社：〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-21-3  
総合研究所：〒350-1101 埼玉県川越市的場1361-1  
☎ 03(6629)7386 FAX 049(232)3132

検査項目検索用  
アプリ B-Book



Google play



Available on the  
App Store



電子カルテはビー・エム・エル



# 受託要領

	新規受託項目	ご参考：現行項目
依頼コードNo.	14189	03343
検査項目名	大腸菌-浴槽水	大腸菌群浴槽水
検体必要量	浴槽水 10mL以上	同左
容器	水質検査(細菌検査用[ハイポ入り]) 100mL以上、200mL以上	同左
検体の保存方法	冷蔵	同左
所要日数	3~6	同左
検査培地	特定酵素基質寒天培地	デソキシコーレイト寒天培地
基準値	1以下	同左
単位	個/mL	同左
報告範囲	0~200以上	0~1000以上
測定場所	株式会社BMLフード・サイエンス	同左
備考	塩素滅菌剤が混入している水においては、ハイポ入り(塩素中和剤)滅菌済採水瓶をご使用ください。	同左

## 報告書の更新箇所

新報告書(一部抜粋)

...更新箇所

### 水質検査報告書

第 \_\_\_\_\_ 号

\_\_\_\_\_ 様

検体種類 \_\_\_\_\_ 採取日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日  
 採取場所 \_\_\_\_\_ 採取時間 \_\_\_\_\_ 時 \_\_\_\_\_ 分  
 受付番号 \_\_\_\_\_ 受付日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日  
 \_\_\_\_\_ 検査日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 ~ \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日  
 \_\_\_\_\_ 報告日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

検査項目	測定結果	単位	基準値	検査項目	測定結果	単位	基準値
一般細菌		個/mL	100以下(注1)	ホルムアルデヒド		mg/L	0.08以下
大腸菌		個/mL	検出されないこと	亜鉛及びその化合物		mg/L	1.0以下
カドミウム及びその化合物		mg/L	0.003以下	アルミニウム及びその化合物		mg/L	0.2以下
水銀及びその化合物		mg/L	0.0005以下	鉄及びその化合物		mg/L	0.3以下
セレン及びその化合物		mg/L	0.01以下	銅及びその化合物		mg/L	1.0以下
鉛及びその化合物		mg/L	0.01以下	ナトリウム及びその化合物		mg/L	200以下
ヒ素及びその化合物		mg/L	0.01以下	マンガン及びその化合物		mg/L	0.05以下
六価クロム化合物		mg/L	0.02以下	塩化物イオン		mg/L	200以下
亜硝酸態窒素		mg/L	0.04以下	カルシウム、マグネシウム等(硬度)		mg/L	300以下
シアン化物イオン及び塩化シアン		mg/L	0.01以下	蒸気残留物		mg/L	500以下
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		mg/L	10以下	陰イオン界面活性剤		mg/L	0.2以下
フッ素及びその化合物		mg/L	0.8以下	ジエオスミン		mg/L	0.00001以下
ホウ素及びその化合物		mg/L	1.0以下	2-メチルイソボルネオール		mg/L	0.00001以下
四塩化炭素		mg/L	0.002以下	非イオン界面活性剤		mg/L	0.02以下
1,4-ジオキサン		mg/L	0.05以下	フェノール類		mg/L	0.005以下
ジエチルジクロロエチレン及び ジクロロエチレン		mg/L	0.04以下	有機物(全有機炭素(TOC)の量)		mg/L	3以下
ジクロロメタン		mg/L	0.02以下	pH		°C	5.8以上8.6以下
テトラクロロエチレン		mg/L	0.01以下	pH測定時の水温		°C	
トリクロロエチレン		mg/L	0.01以下	味			異常でないこと
ベンゼン		mg/L	0.01以下	臭気			異常でないこと
塩素酸		mg/L	0.6以下	色		度	5以下
クロロ酢酸		mg/L	0.02以下	濁度		度	2以下(注3)
クロロホルム		mg/L	0.06以下	残留物(マンガン・鉄・カルシウム・亜鉛)		mg/L	(注4)
ジクロロ酢酸		mg/L	0.03以下	<b>大腸菌(浴槽水)</b>		個/mL	<b>1以下</b>
ジプロモクロロメタン		mg/L	0.1以下	大腸菌群(10分培養法)		個/mL	検出されないこと
臭素酸		mg/L	0.01以下	残留塩素		mg/L	
総トリクロロメタン		mg/L	0.1以下(注2)	有機リン		mg/L	0.1以下
トリクロロ酢酸		mg/L	0.03以下	大腸菌-原湯等			検出されないこと
プロモジクロロメタン		mg/L	0.03以下	大腸菌-原湯等(海水含)			検出されないこと
プロモホルム		mg/L	0.09以下				

\*感度未満：定量下限値未満、定量下限値及び食品衛生法基準値は裏面をご参照ください  
 (注1)：プール水200以下、浴槽水設定無し  
 (注2)：プール水0.2以下  
 (注3)：浴槽水5以下  
 (注4)：プール水12以下、原水・原湯・上がり用湯・上がり用水10以下、浴槽水25以下